

令和4年7月6日

## 三重県発注の業務委託の入札に参加される皆様へ お知らせ

総合評価方式における「継続教育（CPD）の取組」については、新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明な状況であったことから、令和3年7月に、拡大防止対策の徹底のため、集合形式でのCPD講習会の受講はできるだけ避けていただき、代わりに感染リスクのないWEB等による講習会を積極的に活用することで、技術者の技術力向上に努めていただくようお願いするとともに、WEB等による講習会は、受講回数に限られていることや取得ユニットに上限等があることから、令和4年度においてもCPD評価の暫定運用を行っているところです。

令和4年度に入り、これまで県内に出されていた感染拡大防止に関する措置が解除され、令和4年度は集合形式の受講環境が整ってきていることから、今後は、従前の評価期間へ段階的に戻すこととし、令和5年度および令和6年度の取り扱いは下記のとおりとします。なお、暫定運用については令和6年3月31日をもって廃止し、令和6年度より従前の評価期間を対象とします。

これからも積極的に技術者の継続的な技術力向上に努めていただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 令和5年度の取扱い

令和5年度における建築工事監理・建築設計業務のCPD認定対象年度及び設計業務（高度・標準・難度）農業農村整備事業のCPD参加対象年度は下記のとおりとします。

##### ●CPD取得実績対象年度【暫定運用】

建築工事監理・建築設計業務			
大項目	中項目	小項目	運用（R5.4.1～）
技術者要件	技術能力研鑽	継続学習制度の認定時間数の状況	CPD認定対象年度 令和3年度～令和4年度 【対象期間2年間】

  

設計業務（高度・標準・難度）農業農村整備事業			
大項目	中項目	小項目	運用（R5.4.1～）
技術者要件	管理技術者及び照査技術者の技術力向上活動	農業農村工学会技術者継続教育機構（CPD）への参加実績	CPD認定対象年度 令和3年度～令和5年度 【対象期間3年間】

#### 2 令和6年度の取扱い

令和6年度より建築工事監理・建築設計業務のCPD認定対象年度及び設計業務（高度・標準・難度）農業農村整備事業のCPD参加対象年度は従前のとおりとします。

##### ●CPD取得実績対象年度

建築工事監理・建築設計業務			
大項目	中項目	小項目	運用（R6.4.1～）
技術者要件	技術能力研鑽	継続学習制度の認定時間数の状況	CPD認定対象年度 令和5年度 【対象期間1年間】

  

設計業務（高度・標準・難度）農業農村整備事業			
大項目	中項目	小項目	運用（R6.4.1～）
技術者要件	管理技術者及び照査技術者の技術力向上活動	農業農村工学会技術者継続教育機構（CPD）への参加実績	CPD認定対象年度 令和5年度～令和6年度 【対象期間2年間】

#### 3 問い合わせ先

三重県県土整備部 公共事業運営課 総合評価班 電話 059-224-2696